

# 青少年を取り巻く 環境実態調査結果

(令和 7 年度版)

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

# 目 次

第1 青少年を取り巻く環境実態調査の概要	1
1 実施目的	
2 実施期間	
3 実施地域	
4 実施対象	
5 実施体制	
6 調査項目	
7 総括	
第2 青少年を取り巻く環境実態調査結果	3
1 図書類取扱業者（書店、DVD販売・レンタル店）	3
(1) 調査実施店舗数（地域別）	
(2) 営業形態	
(3) 有害図書類の取扱状況	
イ 有害図書類を取り扱っている店舗の割合	
ロ 有害図書類の種別	
(4) 規制に沿った対応の状況	
イ 有害図書類の区分陳列・青少年への販売等禁止表示の状況	
ロ 有害図書類の販売等における年齢確認	
2 遊技場（インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス、ボウリング場）	6
(1) 調査実施店舗数（地域別）	
(2) 営業形態	
(3) 会員制を採用している店舗	
(4) 年齢の確認	
(5) 規制に沿った対応の状況	
イ 青少年の深夜入場禁止にかかる表示	
ロ 遊技場での有害図書類取扱いの有無	
ハ インターネット利用にかかる青少年有害情報の対策状況	
(6) 飲酒・喫煙防止対策の状況	

3 図書類自動販売機等	9
(1) 調査実施台数（地域別）	
(2) 図書類自動販売機等の稼働状況	
(3) 収納図書類の種別	

<b>資料</b>	-----	1 1
1 図書類取扱業者に関する義務等について		
2 遊技場に関する義務等について		
3 図書類自動販売機等に関する義務等について		
4 市町村別調査実施店舗集計表		

## 第1 青少年を取り巻く環境実態調査の概要

### 1 実施目的

青少年を犯罪や有害環境から守るための取組として、宮城県内全域において青少年を取り巻く有害な環境を調査し、青少年健全育成条例（以下「条例」という。）の周知徹底と関係業界に対する助言指導を行い、青少年の健全育成を図ることを目的としています。

### 2 実施期間

令和7年4月1日から令和7年12月31日までの間

### 3 実施地域

宮城県内全域

### 4 実施対象

- (1) 図書類取扱業者（書店、DVD販売・レンタル店）
- (2) 遊技場（インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス、ボウリング場）
- (3) 図書類自動販売機等

### 5 実施体制

条例に基づき、知事の指定を受けた立入調査員が実施。

### 6 調査項目

- (1) 図書類取扱業者
  - 営業形態
  - 有害図書類の取扱状況
  - 規制に沿った対応の状況（有害図書類の区分陳列・有害図書類の青少年への販売等禁止表示・有害図書類の販売等における年齢確認）
- (2) 遊技場
  - 営業形態
  - 会員制を採用している店舗
  - 遊技場利用における年齢確認
  - 深夜入場禁止にかかる表示
  - 有害図書類取扱いの有無
  - インターネット利用にかかる青少年有害情報対策
  - 飲酒・喫煙防止対策の状況
- (3) 図書類自動販売機等
  - 稼働状況
  - 収納図書類の種別

## 7 総括

図書類取扱業者に対する調査では、調査した図書類取扱業者の 57.3 %が有害図書類の取り扱いを行っていることが確認できました。また、有害図書類を取り扱っている図書類等取扱業者の 93.0 %が条例で規定される方法の区分陳列を適切に行っており、青少年に対する販売等禁止の表示については、97.7 %の業者が適切に表示していました。

遊技場に対する調査では、調査した遊技場の 95.6 %が深夜営業を行っていることを確認できました。調査した全ての遊技場で利用者の年齢を確認しており、条例で規定される青少年の深夜入場の禁止にかかる表示を深夜営業を行う遊技場の 97.7 %が適切に行っていました。また、深夜の利用や酒類の注文などの年齢による制限があるサービスについては、年齢が登録されている会員情報と連携させることにより、対象年齢に満たない方は、サービスを利用できないシステムを導入している店舗を多数認めました。

図書類自動販売機等に対する調査では、調査した図書類自動販売機等の 25.0 %が未稼働でした。また、図書類自動販売機等の 58.3 %には透過性の低い遮蔽板が設置される等しており、収納物の視認が困難な状態でした。

各実施対象は、概ね条例に規定される対応がなされていましたが、対応が不十分だった店舗等については、条例の趣旨や規制状況等の説明や指導を行い改善を求めていきます。

## 第2 青少年を取り巻く環境実態調査結果

### 【調査実施対象】

調査対象の図書類取扱事業者、遊技場及び図書類自動販売機等の約半数に対して立入調査を実施し、昨年度の調査で指導を行った調査対象については、改善状況を確認するため今年度も立入調査を実施しています。

単位：店舗（台）

区分	調査対象数	実施数			実施率
		令和7年度	令和6年度	計	
図書類取扱事業者	151	75	82	157	104.0%
遊技場	82	45	38	83	101.2%
図書類自動販売機等	46	12	34	46	100.0%

※ 調査対象数は令和7年12月末時点

### 1 図書類取扱業者（書店、DVD販売・レンタル店）

#### (1) 調査実施店舗数（地域別）

地域	調査実施店舗数	
	令和7年度	令和6年度
仙台市内	34	32
広域仙南圏	6	5
広域仙台都市圏（仙台市除く）	14	17
広域大崎圏	9	11
広域栗原圏	1	5
広域登米圏	3	2
広域石巻圏	6	7
広域気仙沼・本吉圏	2	3
合計	75	82

#### (2) 営業形態

書店等のチェーン店の中には、セルフレジを導入し、非対面による販売・レンタル等を行っている店舗もありました。

単位：店舗

	書店	DVD販売・レンタル店
令和7年度	54	21
令和6年度	61	21

※ 書籍・DVDの両方を取扱う店舗については主たるもので計上。

(3) 有害図書類の取扱状況

イ 有害図書類を取り扱っている店舗の割合

青少年有害図書類を取り扱っている店舗は、調査した75店舗のうち43店舗となっています。

単位：店舗

	調査数	取扱あり	取扱なし	取扱店舗の割合
令和7年度	75	43	32	57.3%
令和6年度	82	42	40	51.2%

ロ 有害図書類の種別

有害図書類取扱店舗のうち、取り扱っている有害図書類の種別では、DVD等の取り扱いが雑誌・書籍を上回っています。(どちらも取り扱っている店舗については複数計上)

単位：店舗

	雑誌・書籍	DVD等
令和7年度	21	37
令和6年度	33	32

(4) 規制に沿った対応の状況

イ 有害図書類の区分陳列・青少年への販売等禁止表示の状況

有害図書類取扱店舗43店舗のうち40店舗(93.0%)で条例に規定する方法による有害図書類の区分陳列が十分にされており、42店舗(97.7%)で青少年への販売等禁止の表示が十分にされていました。

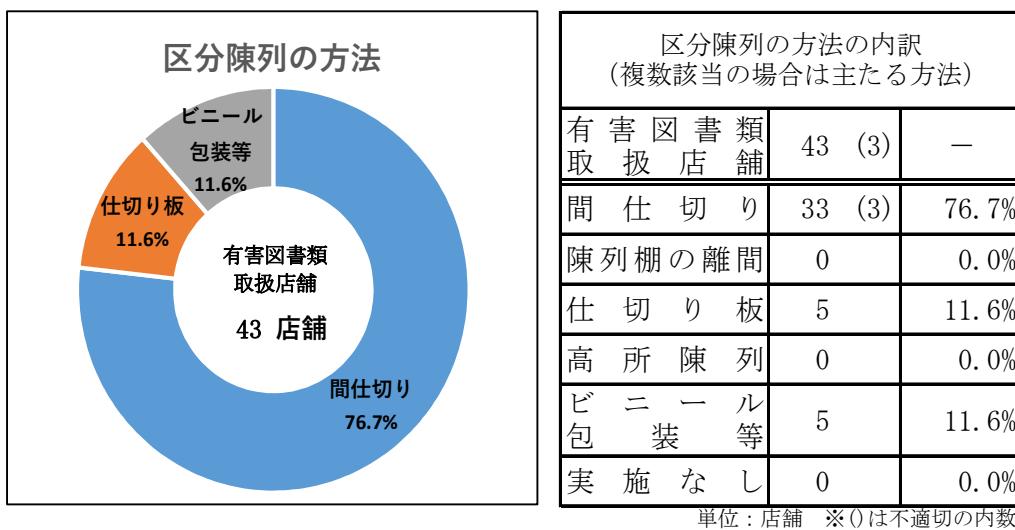
なお、条例に沿った対応が十分ではなかった店舗については、区分陳列の方法などを説明し、改善を求めていました。

単位：店舗

取扱 店舗	区分陳列	販売等禁止の十分な表示					
		良好	不適切等	良好の割合	良好	不適切等	良好の割合
令和7年度	43	40	3	93.0%	42	1	97.7%
令和6年度	42	38	4	90.5%	42	0	100.0%

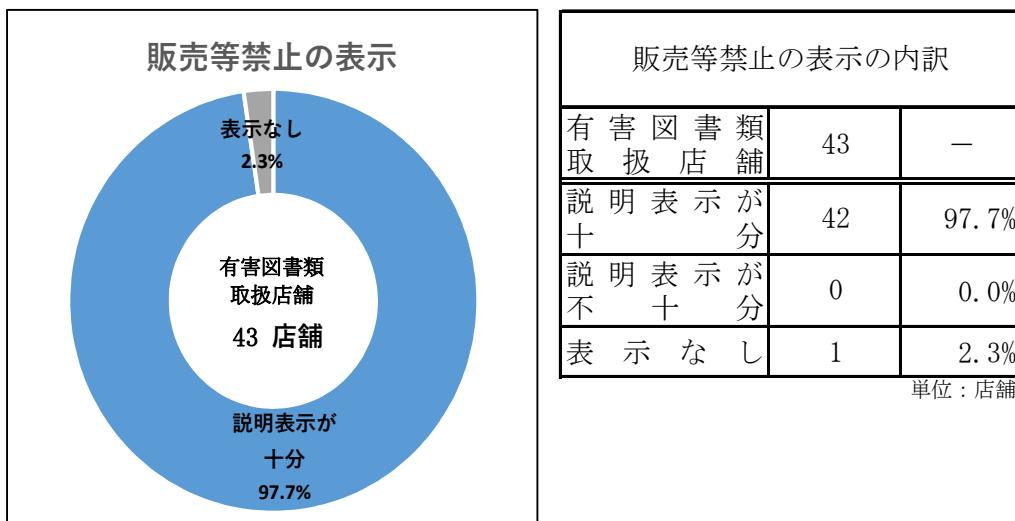
(イ)区分陳列の方法

有害図書類取扱店舗 43 店舗の全店舗で、間仕切り等の方法により、区分陳列が行われていましたが、区分陳列を実施しているものの有害図書類の一部が一般図書類と混在して陳列されるなど、区分陳列が不適切な店舗が 3 店舗認められました。また、区分陳列の方法としては、間仕切りでの区分陳列を実施している店舗が最も多くなっていました。



(ロ)青少年への販売等禁止の表示

有害図書類の陳列場所には、「青少年への販売や閲覧等が禁止されている。」旨の説明を表示しなければなりませんが、有害図書類取扱店舗 43 店舗のうち 42 店舗 (97.7%) で十分な説明表示がありました。



口 有害図書類の販売等における年齢確認

有害図書類取扱店舗 43 店舗の全店舗で、有害図書類の販売や貸出し、閲覧時において、青少年と思われる場合の年齢確認を実施しておりました。

県では、年齢確認に際しては、青少年のみならず、一見して青年（20歳前後）と認められる場合にもマイナンバーカードや運転免許証等の公的証明書の提示を受けて年齢確認するよう指導しています。

## 2 遊技場（インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス、ボウリング場など）

### （1）調査実施店舗数（地域別）

地 域 別	調査実施店舗数	
	令和7年度	令和6年度
仙 台 市 内	28	22
広 域 仙 南 圏	3	2
広域仙台都市圏（仙台市除く）	6	3
広 域 大 崎 圏	2	3
広 域 栗 原 圏	1	0
広 域 登 米 圏	0	2
広 域 石 卷 圏	4	3
広 域 気 仙 沼 ・ 本 吉 圏	1	3
合 計	45	38

### （2）営業形態

調査した遊技場 45 店舗のうち 43 店舗が、深夜帯（午後 11 時以降）に営業していました。

インターネットカフェ・マンガ喫茶では、ダーツやビリヤード、カラオケボックス等と複合した営業形態の店舗が見られました。

単位：店舗

	調査実施数	深夜営業あり	深夜営業なし	深夜営業店舗の割合
インターネットカフェ・マンガ喫茶	11	11	0	100.0%
カラオケボックス	26	26	0	100.0%
ボウリング場	8	6	2	75.0%
合計	45	43	2	95.6%

※ カラオケボックスについては、店舗として独立したものも計上

(3) 会員制を採用している店舗

調査した遊技場 45 店舗のうち 41 店舗で完全会員制若しくは一部会員制を採用しており、遊技場全体の 91.1% となっています。

会員制を採用している店舗では、会員登録時に身分証明書で年齢などを確認登録し、年齢による制限があるサービス（深夜帯の利用、酒類の提供等）については、対象年齢に満たない方の利用を制限するシステムを導入している店舗が認められました。

会員制採用店舗の内訳					
インターネットカフェ マンガ喫茶 (11店舗)	会員制（完全）	8	11	100.0%	
	会員制（一部）	3			
	非会員制		0	0.0%	
カラオケボックス (26店舗)	会員制（完全）	10	23	88.5%	
	会員制（一部）	13			
	非会員制		3	11.5%	
ボウリング場 (8店舗)	会員制（完全）	0	7	87.5%	
	会員制（一部）	7			
	非会員制		1	12.5%	
合計 (45店舗)	会員制（完全）	18	41	91.1%	
	会員制（一部）	23			
	非会員制		4	8.9%	

単位：店舗

- ※ 完全会員制・・・利用者全員が会員登録しなければ利用できない店舗
- 一部会員制・・・利用者の一部が会員登録していれば利用可能な店舗  
(例：カラオケ等で、代表 1 名の会員登録があれば利用可能)
- 非会員制・・・会員登録せずに利用可能な店舗

(4) 年齢の確認

調査した遊技場 45 店舗の全店舗で、青少年と認められる利用者の年齢を確認していました。

利用者全員の身分証明書の提示を求めて年齢を確認する店舗や、利用時に受付用紙に名前、生年月日、連絡先等を記載してもらい年齢確認を実施している店舗も認められました。

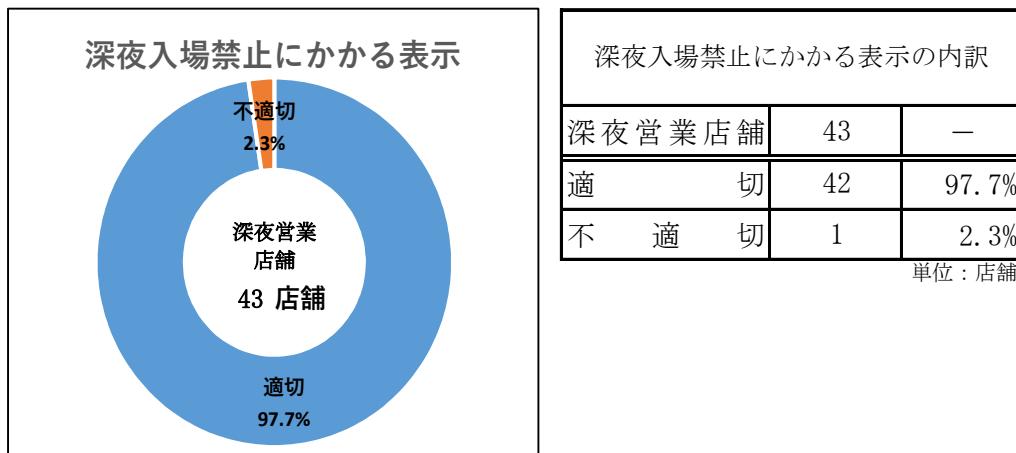
県では、年齢確認に際しては、青少年のみならず、一見して青年（20歳前後）と認められる場合にもマイナンバーカードや運転免許証等の公的証明書の提示を受けて年齢確認するよう指導しています。

また、成人と青少年が混在するグループの場合にも、全ての利用者の年齢確認を行うよう指導しています。

(5) 規制に沿った対応の状況

イ 青少年の深夜入場禁止にかかる表示

深夜帯に営業をしている遊技場 43 店舗のうち、青少年の深夜入場禁止の表示がない店舗が 1 店舗認められたので、改善を求めていきます。



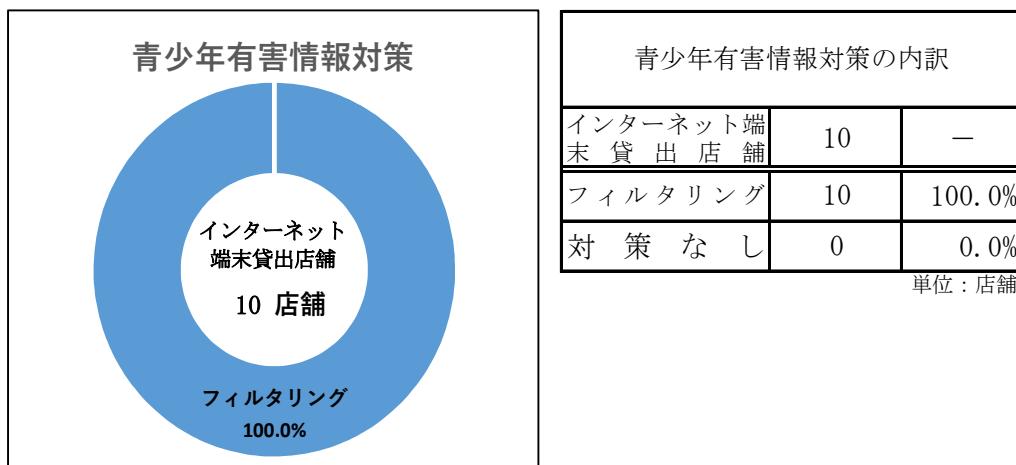
ロ 遊技場での有害図書類取扱いの有無

調査した遊技場 45 店舗の全店舗で、有害図書類の取扱いはありませんでした。

なお、図書類を取り扱っている店舗に対しては、「18歳未満禁止」等の表示がない図書でも、有害図書類の要件に該当する図書類があることから、図書類を確認して陳列するよう指導しています。

ハ インターネット利用にかかる青少年有害情報の対策状況

インターネット端末の貸出しを実施している店舗 10 店舗の全店舗で、青少年が有害情報を閲覧しないように対策を講じていきました。



(6) 飲酒・喫煙防止対策の状況

調査した遊技場 45 店舗の全店舗で、20 歳未満の者に対して飲酒・喫煙防止対策が講じられており、飲酒防止へ向けた誓約書の提出を義務づけていたり、20 歳未満の利用者がいる個室からの酒類の提供を断ったりする店舗もありました。

また、カラオケボックスなどは、喫煙所を設け、各個室での喫煙を禁止していました。

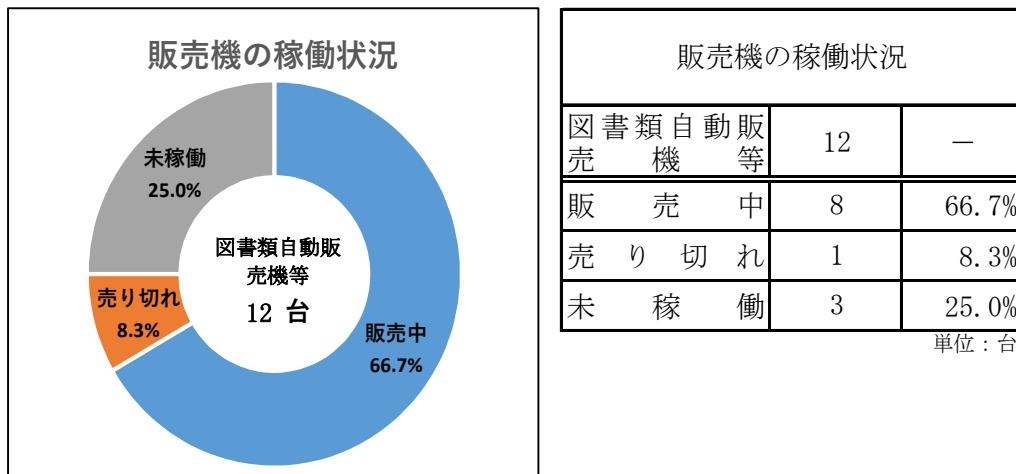
### 3 図書類自動販売機等

(1) 調査実施台数（地域別）

地 域 別	調査箇所		調査台数	
	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年
仙 台 市 内	0	1	0	8
広 域 仙 南 圏	0	1	0	10
広域仙台都市圏（仙台市除く）	0	1	0	9
広 域 大 崎 圏	0	1	0	3
広 域 栗 原 圏	0	1	0	2
広 域 登 米 圏	4	0	12	0
広 域 石 卷 圏	0	1	0	2
広 域 気 仙 沼 ・ 本 吉 圏	—	—	—	—
合 計	4	6	12	34

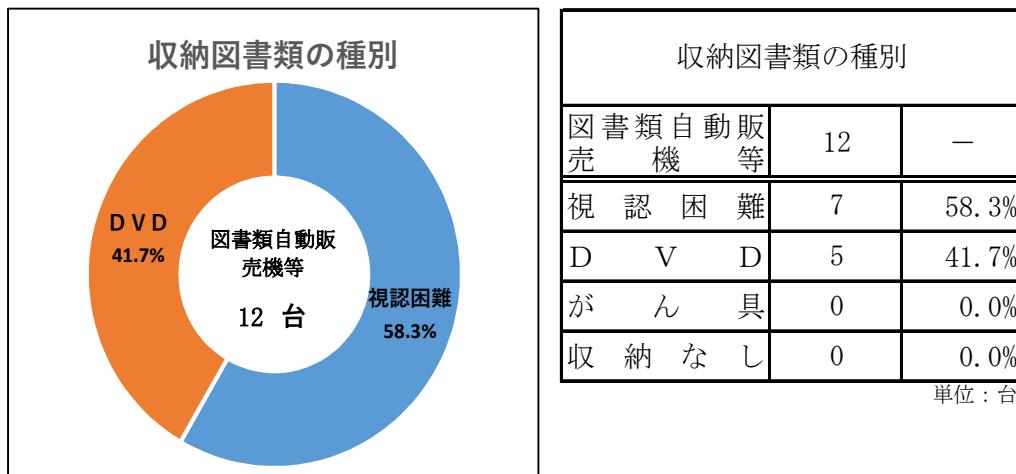
(2) 図書類自動販売機等の稼働状況

調査した図書類自動販売機等 12 台のうち 3 台が、電源が入っておらず未稼働でした。



(3) 収納図書類の種別

調査した図書類自動販売機等 12 台のうち 7 台は、透過性の低い遮蔽板に遮られる等して、収納物の視認ができませんでした。  
その他 5 台には D V D が収納されていました。



収納図書類の種別		
図書類自動販 売機等	12	—
視 認 困 難	7	58.3%
D V D	5	41.7%
が ん 具	0	0.0%
収 納 な し	0	0.0%

単位：台

# 資料

- 1 図書類取扱業者に関する義務等について
- 2 遊技場に関する義務等について
- 3 図書類自動販売機等に関する義務等について
- 4 市町村別調査実施店舗集計表

## 1 図書類取扱業者に関する義務等について【青少年健全育成条例】

### (1) 有害図書類とは

図書類（書籍、雑誌、コミック、DVD等）の内容が、青少年の健全な育成を阻害すると認められるものであり、下記の2種類があります。

有害図書類は、青少年に販売等が禁止されているほか、他の図書類と区分して陳列しなければなりません。

#### 《 個別指定の有害図書類 》

図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく残酷性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認められるものとして、知事が有害図書類として個別に指定するもの。

#### 《 包括指定の有害図書類 》

##### (1) 書籍又は雑誌

全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。）が、その総ページの5分の1以上を占めるもの。

##### (2) CD-ROM、ビデオテープ、DVD等の映像等記録媒体

（音声のみが記録されているものを除く。）

イ 全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写の時間が連続して3分を超えるもの。

ロ 知事指定団体が内容を審査して「成人向け」としたもの。

##### 【知事指定団体】

（イ）日本ビデオ倫理協会

（ロ）一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構

（ハ）一般社団法人日本映像倫理審査機構

（ニ）コンテンツ・ソフト協同組合

（ホ）一般社団法人日本コンテンツ審査センター

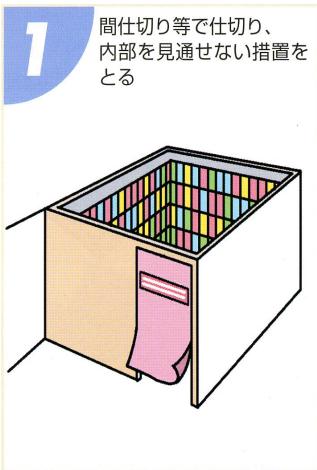
### (2) 有害図書類の指定及び販売等の禁止（条例第18条第1項～第3項）

図書類取扱業者は、有害な図書類として個別指定又は包括指定となった図書類を、青少年に販売したり、貸したり、見せたり、聞かせたりしてはいけません。

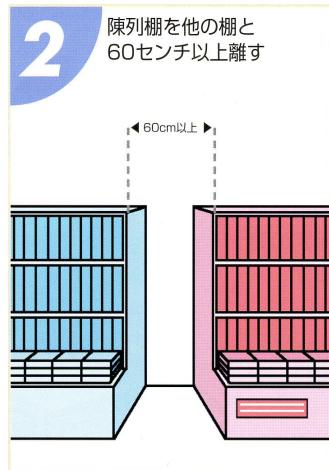
### (3) 有害図書類の陳列方法の規制（条例第18条第4項）

図書類取扱業者は、有害図書類を陳列しようとするときは、規則で定めるところにより、有害図書類を他の図書類の陳列場所と区分し、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に有害図書類である旨の表示をしなければなりません。

※ 有害図書類の区分陳列方法（条例施行規則第4条）



営業場所に、間仕切り等の設置その他の方法により内部を容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に陳列



有害図書類以外の物を陳列する棚の外周から60センチメートル以上離れた陳列棚にまとめて陳列



陳列棚の棚版の前面から20センチメートル以上張り出した仕切版を設け、当該仕切版と当該仕切版の間にまとめて陳列



床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみ見えるようにして、まとめて陳列



1～4までの方法により陳列することが困難な場合には、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列

(4) 有害図書類の指定状況（個別指定）等について

年度	指定冊数
S60	562
S61	233
S62	300
S63	307
H元	327
H2	543
H3	342
H4	375
H5	367
H6	329
H7	318
H8	184
H9	174
H10	124
H11	140
H12	174
H13	172
H14	196
H15	193
H16	178
H17	169
H18	168
H19	135
H20	77
H21	125
H22	175
H23	147
H24	184
H25	93
H26	53
H27	90
H28	31
H29	32
H30	37
R元	38
R2	41
R3	39
R4	40
R5	30
R6	29

- ※ 昭和60年11月に施行された改正条例により、包括指定を導入し、知事が個別指定するまでもなく、包括的に有害図書となったため、個別指定が減少しました。
- ※ 平成2年頃から、ポルノコミックが出回り、大きな社会問題となったことから、県ではポルノコミック誌を重点的に指定したため、指定冊数が増加しました。
- ※ 平成8年7月に施行された改正条例により、包括指定の基準が引き上げられ、包括的に有害図書となる図書が増えたことから、個別指定が減少しました。
- ※ 平成14年4月に施行された改正条例より有害図書類の個別指定要件に「著しく自殺又は若しくは犯罪を誘発」を追加しました。
- ※ 平成22年頃から、著しく性的感情を刺激する描写が含まれている「レディースコミック」や「ボーイズラブ」と呼ばれるコミック誌が増えています。
- ※ コンビニエンスストアの多くは、平成30年頃から、成人雑誌（出版社等が販売対象を18歳以上としている図書）の取扱いを中止していますが、描写内容が有害図書類の要件に該当する図書類の取扱いは継続しています。
- ※ 近年、青少年を取り巻く有害情報環境がインターネットへと移行している現状を踏まえ、インターネットの安全利用に関する啓発を重点的に推進しています。このため、年6回としていた有害図書類の指定回数を、平成28年度から年4回、令和7年度からは年2回としており、これに伴い個別指定冊数が減少しています。

## 2 遊技場に関する義務等について【青少年健全育成条例】

### (1) 遊技場とは

次に掲げる営業であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等に該当する営業以外のものに係る営業所をいいます。

- イ 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱させる営業（カラオケボックス）
- ロ 硬貨又はメダルを投入することによって作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業（ゲーム機設置店）
- ハ 設備を設けて、客にボウリング、玉突き又はダーツを行わせる営業（ボウリング場、ビリヤード場、ダーツ場）
- ニ 端末設備を設置して、客にその利用をさせる営業（インターネットカフェ）
- ホ 設備を設けて、客に図書類を貸与し、閲覧させ、又は観覧させる営業（マンガ喫茶）

### (2) 深夜入場の禁止について（条例第30条第1項）

遊技場を営む者は、保護者が同伴する場合を除き、午後11時から翌日の午前4時までの間、その営業に係る遊技場に、青少年を入場させてはなりません。

また、条例第36条では、保護者に対して、特別な事情がある場合のほか、午後11時から午前4時までの間青少年を外出させないように努めなければならない旨規定がなされています。

### (3) 深夜入場の禁止表示について（条例第30条第2項）

遊技場を営む者は、前項に規定する時間中にこれらの営業を営む場合には、入場しようとする者の見やすい箇所に、同項に規定する時間中における青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなければなりません。

### **3 図書類自動販売機等に関する義務等について【青少年健全育成条例】**

#### **(1) 図書類自動販売機等とは**

図書類の販売又は貸付けをするための自動販売機をいいます。

条例で規定する自動販売機等とは、売り手と買い手とが直接対面することなく、物品の販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機となり、遠隔監視システムを採用した販売機等についても、条例で規定する自動販売機等に該当します。

#### **(2) 設置の届出（条例第22条）**

図書類自動販売機等を設置しようとするときは、その日の15日前までに知事に届出をする必要があります。届出をした事項に変更があったとき、又は廃止したときは、変更又は廃止した日から15日以内に知事に届出をする必要があります。

#### **(3) 販売等の制限（条例第25条）**

図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、その自動販売機内に有害図書類を収納してはいけません。また、自動販売機内に収納した図書類が知事による有害指定を受けたときには、直ちに自動販売機等から撤去しなければなりません。

#### 4 市町村別調査実施店舗集計表

地域別		図書類取扱業者			遊技場			図書類自動販売機(台)	
県・仙台市	市区町村	書店	DVD販売・レンタル店	小計	インターネットカフェ・マンガ喫茶	カラオケボックス	ボウリング場	小計	
仙台市内	青葉区	10	0	10	4	12	1	17	0
	宮城野区	2	4	6	1	0	2	3	0
	若林区	3	1	4	1	1	0	2	0
	太白区	6	0	6	0	2	1	3	0
	泉区	5	3	8	1	2	0	3	0
	小計	26	8	34	7	17	4	28	0
広域仙南圏	白石市	0	0	0	0	0	0	0	0
	角田市	1	1	2	0	1	0	1	0
	蔵王町	0	0	0	0	0	0	0	0
	七ヶ宿町	0	0	0	0	0	0	0	0
	大河原町	2	1	3	1	1	0	2	0
	村田町	0	0	0	0	0	0	0	0
	柴田町	0	0	0	0	0	0	0	0
	川崎町	0	0	0	0	0	0	0	0
	丸森町	1	0	1	0	0	0	0	0
	小計	4	2	6	1	2	0	3	0
	塩釜市	0	0	0	0	0	0	0	0
広域仙台都市圏 (仙台市除く)	名取市	3	2	5	1	2	0	3	0
	多賀城市	3	0	3	1	1	0	2	0
	岩沼市	2	0	2	0	0	0	0	0
	富谷市	1	1	2	0	0	1	1	0
	亘理町	1	1	2	0	0	0	0	0
	山元町	0	0	0	0	0	0	0	0
	松島町	0	0	0	0	0	0	0	0
	七ヶ浜町	0	0	0	0	0	0	0	0
	利府町	0	0	0	0	0	0	0	0
	大和町	0	0	0	0	0	0	0	0
	大郷町	0	0	0	0	0	0	0	0
	大衡村	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	10	4	14	2	3	1	6	0
広域大崎圏	大崎市	4	0	4	0	0	1	1	0
	色麻町	0	0	0	0	0	0	0	0
	加美町	2	1	3	0	1	0	1	0
	涌谷町	0	2	2	0	0	0	0	0
	美里町	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	6	3	9	0	1	1	2	0
広域栗原圏		栗原市	1	0	1	0	1	0	1
広域登米圏		登米市	1	2	3	0	0	0	12
広域石巻圏	石巻市	2	0	2	1	2	1	4	0
	東松島市	1	1	2	0	0	0	0	0
	女川町	2	0	2	0	0	0	0	0
	小計	5	1	6	1	2	1	4	0
広域気仙沼・本吉圏	気仙沼市	1	1	2	0	0	1	1	0
	南三陸町	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1	1	2	0	0	1	1	0
合 計		54	21	75	11	26	8	45	12